

第4章	意見の概要	意見に対する考え方
1	直近の国際自然保護連合（IUCN）第4回世界自然保護会議での決議「2010年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の推進について」を表記することを求めます。2010年生物多様性条約第10回締約国会議の議長国として、また第1章p3「レッドリスト」ではじめてジュゴンを新たに評価する対象に加えたことと表記しているから。	IUCN世界自然保護会議の決議については、日本としての取組ではないため本報告書には記述いたしません。
2	(1)ノーネットロス政策の推進、(2)「生物多様性企業活動ガイドライン」の積極的な運用、(3)企業のCSRを通じた生物多様性の保全や自然環境の復元の促進、(4)ミティゲーションバンキングやコンサベーションバンキングの推進、を今後検討していくこと。また、既に検討しているのであれば、その旨を国別報告書に記述すること。	ご指摘の点については現時点で具体的な検討を行っていないため、本報告書には取り上げないこととします。
3	第4章の記述は、過去3回作成した国家戦略の全体として進捗状況を記述すべきである。	過去の国家戦略も踏まえ、新・(第2次)生物多様性国家戦略策定後の進捗について記述しています。
4	目標について、具体的な地域名や種名、脅威の内容が示されておらず、抽象的な表現に終始していることから、生物多様性保全に関する使命とそれを実現するための熱意、行動が見られない。改めて記述し直すべきである。	第4章は第1章～第3章のまとめという位置づけであるため、個別の地域、種名などについて詳述することは適切ではないと判断いたします。
5	数値は自然公園内における普通地域も含んでおり、目標にある「効果的な保全されている地域」と見なすべきか疑問。先の自然公園のあり方に関する答申でも言及されていたように、自然公園の管理と現状には数多くの課題があることが指摘されている。また、表1にも記載されているように、2002年以降わずか0.1%の増加しかない。それぞれの法的な制限レベルに基づき割合を算出すべきである。	ご指摘を踏まえ、法的な制限レベルごとの保護区の割合を示します。
6	意見：地域の保全の達成度について、国土10区分ごとの達成率を示すべき。また、「効果的な保全」については、自然公園全体ではなく、次のような土地の改変に関する規制のある保護地域指定だけをカウントすべき。 鳥獣保護区特別保護地区、自然公園特別保護地区、自然環境保全地域、天然記念物指定地域、生息地等保護区	ご指摘を踏まえ、保護区の地域区分ごとの割合を示します。
7	意見：わが国の生物多様性の危機を深刻なものとしている課題に以下を追加すべき。 ④一部の公共事業による大規模な生態系の改変(複式干拓、港湾施設のための湿地の埋立て、道路や鉄道建設のための森林伐採や湿地の埋立て、河川の直線化、干潟への架橋等)によって、生物多様性の喪失と生態系サービスの劣化を招いている。	第3次戦略で主な課題とはされていないため、本報告書に盛り込む内容ではないと考えます。
8	第4次国別報告書において、可能な限り全ての目標の達成状況を検証すべきである。生物多様性条約第7回締約国会議第30決議の付属書2では、戦略計画について11の最終目標(Goal)と21の目標(Target)を掲げている。特に、ゴール5「生息地の損失、土地利用の変化や劣化、非持続可能な水利用による圧力を減少する」、ゴール6「侵略的外来種からの脅威をコントロールする」など日本で問題になっている生物多様性への悪影響について、政府の施策を含めて評価すべきである。	目標の達成状況については、今後生物多様性総合評価等で検討する予定です。
9	課題に以下を加筆する必要がある。 ④第3次生物多様性国家戦略を策定したが、その内容が事業官庁やその地方事務所まで浸透しておらず、生物多様性に配慮していない公共事業がなお継続していること	3次戦略の進捗は未評価なので本報告書に盛り込むことはできません。今後点検等の作業を行う予定です。

第4章	意見の概要	意見に対する考え方
10	国家戦略に書いた内容を進めるだけでなく、現状を踏まえた新たな対策を検討する必要がある。また、この段落の前の段落、課題の②に関連して、市民調査を活用して生物多様性の現状の把握をきちんと行うことを書くべきである	ご指摘の点については、モニタリングサイト1000事業において、専門家だけでなく市民参加のもと生態系のモニタリングを実施しておりますので、第2章2. 2(5) 情報整備・技術開発の記載を修正いたします。
11	最終目標1. 生態系、生息地及び生物群系の生物多様性の保全を進める 目標1. 1 世界の生態学的な地域のそれぞれにおいて、少なくとも10%が効果的に保全される 例：自然公園の面積の変化 わが国には、様々な種類の保護地域が存在するが、その中でも自然公園法に基づく自然公園が代表的なものである。自然公園が国土に占める割合は、14. 3%となっている。 とありますが、例えば日本の国立公園は地域制であり、普通地域にゴルフ場があったりします。それらを含めて生態学的に効果的に保全されている地域とみなすのはおかしいかと思います。特別保護地区や第1種特別地域のみを計上するならわかりますが。	ご指摘を踏まえ、保護区の地種区分ごとの割合を示します。
12	最終目標2. 種の多様性の保全を促進する 目標2. 1 選ばれた分類学的なグループの種の生息数の衰退が、回復、維持もしくは軽減される 目標2. 2 絶滅のおそれのある種の状況が改善される 例：絶滅の恐れのある種のランクの変更 平成15-19 年に行われたレッドリストの見直しの結果、ランクの落ちた種が多かったが、中にはランクの上がったものもあった。(第1 章参照)とありますが、表現が逆ではないでしょうか。 第1章では、平成19 年8月には、哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱの6分類群について、新たなレッドリストを公表した。その結果、絶滅のおそれのある種(絶滅危惧種)は見直し前の2,694 種から、3,155 種となった。と記述されています。絶滅のおそれのある種(絶滅危惧種)は大幅に増えています。	ご指摘のとおり、修正いたします。